

Q3. 仕事へ復帰！どんな支援制度があるの？

育児休業期間が終了して職場へ復帰する場合は、**原職又は原職相当職に復帰させるよう配慮**することが法律で定められています。

また、その他一定の要件を満たす場合に、様々な支援制度があります。

| 子の年齢 | 制度名 | 制度の概要 |
|--------------|--------------------|--|
| ～1歳 | 育児時間 | 女性労働者から請求があった場合、授乳等の世話を行う時間を休憩時間以外に1日2回各々少なくとも30分付与。 |
| ～3歳 | 所定外労働の制限 (残業免除) | 子を養育する男女労働者が請求した場合、所定労働時間を超える労働が制限されます。 |
| | 所定労働時間の短縮措置 | 使用者は、子を養育する男女労働者が利用できる、1日の所定労働時間を原則6時間とする短時間勤務制度を設けなければなりません。 |
| ～小学校 入学始期 | 時間外労働の制限 | 子を養育する男女労働者が請求した場合、時間外労働が1か月24時間、1年150時間に制限されます。 |
| | 深夜業の制限 | 子を養育する男女労働者が請求した場合、午後10時から午前5時までの深夜労働が制限されます。 |
| | 子の看護休暇 | 子を養育する男女労働者が申し出た場合、病気・ケガをした子の看護のために、または子の健康診断や予防接種を受けさせるために、1年に5日まで（2人以上の場合は10日まで）、1日単位または時間単位で休暇を取得できます。使用者はこれを拒めません。 |



もっと知りたい!

詳しくはこちら

●育児・介護休業法について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

こちら ▶

